



答 申 第 1 号  
令和3年4月30日

豊島区長 高野 之夫 様

豊島区民間保育所事業者選定審査会

会 長 箕 輪 潤 子



令和2年8月25日付諮問第1号により諮問された豊島区立池袋第三保育園運営  
事業予定者の選定に係る調査審議の結果について、以下のとおり答申する。

記

- 1 事業予定者について、選考の結果、事業予定者なしとする。

付帯意見、選定経緯及び審査講評は別紙のとおり。

## 別紙) 付帯意見

- (1) 公立保育所の民営化は、現在の公立保育園の保育以上の保育の質の担保と事業の実施を目指すものであると考える。その点で、民営としての特色を打ち出す前に、児童福祉への視点や、「養護と教育の一体的な展開」「遊びや生活を通じた総合的な指導」「環境を通じた保育」など保育所保育の原理原則という基本を理解している法人を選定したい。
- (2) 本事業の受託法人は、池袋第三保育園がこれまで大切にしてきた保育方針、保育実践、保育文化の伝承等を踏まえて、現在在園している子どもたちの自主性・自発性を尊重し、丁寧で温かい保育者の関わり、安全・安心な環境を踏襲するとともに、区関係部門と連携をとり、区の実施する研修などへの積極的な参加、「豊島区保育の質ガイドライン」を踏まえた保育の見直し、区や外部の視点を保育の改善に生かそうとするなど、保育の質の向上を目指す意欲のある法人に期待する。
- (3) 今後、子ども的人数等に変更が生じるなどした場合にも、保育の質が下がったり事業内容を減らしたりすることのないよう、保育士を安定的に確保し離職しない仕組みを作るなど、安定的な運営ができる法人を望む。

## 豊島区池袋第三保育園運営事業予定者選定経過及び審査講評

### 1. 豊島区民間保育所事業者選定審査会

下記委員により構成する豊島区民間保育事業者選定審査会を開催して選定した。

<委員名簿>

	氏名	所属等
会長	箕輪 潤子	武蔵野大学教育学部 准教授
委員	善本 眞弓	東京成徳大学子ども学部 教授
委員	奥島 正信	豊島区政策経営部長
委員	末吉 正伸	豊島区施設整備担当部長
委員	澤田 健	豊島区子ども家庭部長

### 2. 審査会開催経過

回	審査会等	開催年月日	審議内容
1	第1回審査会	令和2年8月25日	委員の委嘱、会長選出、事業者選定の諮問、公募要項案検討、審査方法等
2	第2回審査会	令和2年12月11日	第一次審査（財務内容、東京都指導検査内容、提案資料審査、評定）
3	運営施設視察	令和3年3月16日	第二次審査対象2法人運営施設及び池袋第三保育園の視察
4	第3回審査会	令和3年3月22日	第二次審査（委員意見開陳、対象法人プレゼンテーション・ヒアリング、評定）

### 3. 審査経過

#### (1) 第一次審査

##### ①選定事業者数

期限内にプロポーザル参加の表明があった応募事業者5法人の中から二次審査（施設視察、プレゼンテーション）の対象とする2法人を選定した。

##### ②審査方法

5法人の事業者名を伏せて匿名（A～E）として審査を行った。

審査は、各法人から提出された財務関係書類について公認会計士による分析結果と、各法人に対する東京都の指導検査の実施結果内容についての審査をそれぞれ行い、以上の審査内容を踏まえて、提出書類をもとに次の観点から第一次審査の総合的な評価を行った。

ア. 法人運営の理念

イ. 既設施設の運営状況

ウ. 提案事項内容

エ. 事業の実現性

最終的に各委員による評価結果を点数化して、得点が上位にある2法人(A、C)を選定した。

## (2) 第二次審査

①第一次審査を経た2法人の審査を行い、選定なしとした。

②審査方法

2法人が現在運営している施設の視察を行うとともに、池袋第三保育園保護者からの意見・要望も参考にしながら、法人代表者によるプレゼンテーションを実施した。

以上の結果を踏まえて総合的な審査を行い、各委員の意見開陳、意見交換を経て最終評価を行った。

最終評価は、以下の項目について各委員の評価結果を点数化した結果、「選定なし」との結果に至った。

- i. 既設施設の運営状況
- ii. 提案事項について(プレゼンテーション結果)
- iii. 第一次・第二次審査全般から事業の実現性

## 4. 審査講評

プロポーザルに応じた各法人は、短期間に膨大な提案資料を提出いただき、感謝と敬意を表する次第である。

提出された提案内容からは、池袋第三保育園運営事業に対する各法人の熱意が感じられた。特に第二次審査に残ったA法人・C法人は、豊島区の保育の考え方、池袋第三保育園の理念や実践を理解しようとし、本事業への意欲と誠意を持っていることが感じられた。

その一方で、現在、池袋第三保育園が最も大切にしている一人一人の子どもがのびのびと自分を発揮して、自主的・自発的に活動できるような保育実践についての解釈等に差異が感じられた。池袋第三保育園の保育理念と保育内容、現在の保育の実態に即して考えたときに、公立園を引き継ぐことの意味の理解、安定的な運営や保育の質の確保などの観点から、区が求める水準には残念ながら両法人とも達していなかった。

A法人は、長年に渡り保育事業に従事され、子ども・保護者・保育者・地域を大切にされてこられた法人理念については評価できるものとする。ICTの導入、教育プログラムの構築と自社スタッフによる実践については、法人の独自性が感じられる。

既存園の室内は清潔で、安全や衛生に対する配慮が様々な部分でなされており、新型コロナウイルス感染症についても様々な対策がとられていた。元気で明るく笑顔の保育士が多かったことも評価できる。また、大きな事故や訴訟などが無いなど組織と

して堅実な運営がなされていることがうかがえた。事業者として職員の働きやすさを考え、その体制を整えることにより離職率が低いことも安定的な運営が期待できる。

その一方で、保育内容と保育環境には課題が見られた。

例えば、物の種類や量が子どもの発達に合っていないのではないかとと思われるクラスが複数見られた。玩具などの配置や掲示物の貼り方などについて、子どもにとっての見やすさや取り出しやすさ、遊びの発展などへの意識の弱さが見られるほか、物品の扱いが雑多である面が気になる。

保育士の子どもへのかかわりについては、全体的に明るく笑顔に溢れているものの、低年齢児において、保育室の大きさと子ども的人数や様子に対して保育士の声が大きく、落ち着いて過ごすことへの意識が弱いのではないかと感じた。また、おむつ替えや着替えにおけるプライベートゾーンへの配慮等が弱い。幼児については、保育士が子どもによく関わっている一方で、子どもが自ら考えたり見通しを持ったりすることよりも、子どもに活動等を提案・指示している印象が強かった。

さらに、法人の保育理念や保育実践についての考え方が、保育の場の実践者である園長・保育者に十分に伝わっていないことが感じられたことは非常に残念だった。

独自の教育プログラムについては、事業者側の願いとして様々な経験をさせたい、事業者や保育者が考えたプログラムや設定した活動に子どもが興味を持てるようにしたいという視点はあるが、子どもの興味関心をプログラムや設定保育に反映させていく視点や保育士の専門性を生かそうとする視点が感じられなかった。現行の保育所保育指針についての理解、子どもの主体性を尊重した保育の理解に課題があると思われる。

現在の池袋第三保育園の子どもたちの自主性・自発性を尊重した遊びや活動を中心にした保育方針、保育実践と、民営化後にA法人が池袋第三保育園において実践しようとしている専門講師による指導を中心とするプログラム型の保育はそぐわないと判断した。

C法人は、法人理念、食を大切にしている保育の実践、子どもの自主性を尊重しようとする保育のあり方については評価できるものとする。民営化後の園長候補者は私立園の立ち上げ経験、公立保育所における勤務経験があり、公立保育所の保育についての理解、環境等の活用等について安心して任せられるのではないかと感じられた。

また、保育所保育指針に即した保育を大切にしようとしていること、子どもの人権への配慮がなされ、子どもの興味関心や声に耳を傾けて保育をしようとしていることも感じられた。物の種類や量については十分でない点も見られるが、子どもの興味関心に即して、どのような環境を構成したらよいかということ保育者間で話し合っている点については評価できる。独自の教育プログラムは普段の保育の補完をするものや保育士の専門性の向上を意識したものとして捉えられており、子どもの生活や遊びにとって無理のない範囲で実施しようとしている点もよいと考える。

一方で、大きな地震などへの備えはしているものの、普段の生活の中での安全や清

潔に関してはかなり課題が見られ、気づいていてもすぐに改善できていないことが大きな不安材料である。また、人事においては、園長については経験があり信頼できる人物の配置が考えられていた点で評価できるものの、他の職員のうち大半を新規・中途採用で予定しており、職員の確保や園の理念の理解などを含め、職員の質を確保できるのかという点について不安がある。また、既設園の保育士の質にもばらつきがあるように感じた。人材の確保や定着などは安定的な保育の運営、保育の質に関わってくるため、将来的かつ持続的な運営に疑問が残る。

現在の区立保育園を引き継ぐ法人としての適性を総合的な見地から審査した結果、今回は「選定なし」となった。